

遊佐町民の皆さまへ

この度、令和4年1月21日開会の第553回遊佐町議会臨時会に、鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める議案を提出しましたが、賛成少数により不承認となりました。

専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、「条例の制定若しくは改廃に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処理に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。」とされています。

必要と認める措置として、下記のとおり専決処分を行った経緯及び専決処分が不承認になったことについて、町ホームページ等情報媒体を通じて町民の皆さまにご説明し、この旨を議会に報告させていただきます。

令和4年1月27日

遊佐町長 時 田 博 機



記

1. 専決処分の経緯と不承認について

鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例において、鳥海温泉保養センターあぼん西浜の大広間使用料及び個室使用料が、条例の範囲を超えた料金設定となっていたことが判明し、これを速やかに解消する必要があると判断したため、令和3年12月27日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について専決処分を行いました。

(専決処分に至った理由)

令和3年12月3日、鳥海温泉保養センターあぼん西浜の大広間使用料及び個室使用料が、令和元年10月からの消費税増税に伴って、条例の範囲を超えた額での使用料として改定されていたことが判明しました。

改定にあたっては、当該施設の指定管理請負者である遊佐町総合交流促進施設株式会社(以下「株式会社」)にて検討され、消費税増税を反映した正当な料金の引き上げではありましたが、条例の確認が不足したことにより、町と株式会社との協議が行われず、条例の範

困を超えた額での運用となってしまいました。

利用者の皆さまからは、改定された料金にて納得してご利用いただいていることから、町として本来改正すべき条例を改正していなかった改正漏れの状態にあると認識のもと、速やかに条例改正を行うこと、条例の適用については料金改定の時期に遡り適用するものと判断し、令和3年12月27日に専決処分を行いました。

(専決処分の内容)

専決処分については、地方自治法第179条第3項の規定により、次の議会に報告しその承認を求めなければならないことから、令和4年1月21日開催の第553回遊佐町議会臨時会に承認を求めましたが不承認となりました。

2. 専決処分の不承認になった場合の措置について

専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、長は速やかに、その専決処分に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

「必要と認める措置」として、専決処分を行った経緯及び専決処分が不承認となったことについて、町ホームページ等情報媒体を通じて町民の皆様にご説明し、この旨を町議会に報告させていただく次第です。

3 今後の町政運営について

今回の提案議案の不承認について、この結果を大変重く受け止めると同時に、町民の皆さまへの情報提供に努めるとともに、議会との意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。